

平成17年（行ウ）第157号，第184号ないし第191号

原 告 〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇ほか8名

被 告 国

第 2 準 備 書 面

平成18年1月17日

東京地方裁判所民事第38部合B1係 御中

被告指定代理人 石 川 さ お り

小 山 博 実

泉 本 良 二

清 水 真 琴

山 門 由 美

第 1	原告[]及び原告[]が国籍取得届の受付を求めた際	の状	
	況について		4
1	原告[]について		4
2	原告[]について		5
3	小括		5
第 2	諸外国の国籍取得制度について		6
1	昭和 5 9 年改正時における諸外国の国籍取得制度		6
2	最近の諸外国の国籍取得制度		7
(1)	スウェーデン国籍法 (2 0 0 1 年 7 月 1 日施行, 2 0 0 5 年 7 月 1 日	改正)	7
(2)	デンマーク国籍に関わる統合法 (2 0 0 4 年 6 月 7 日統合法第 4 2 2	号)	8
(3)	ノルウェー国籍法 (2 0 0 5 年 6 月 1 0 日制定, 2 0 0 6 年 9 月 1 日	施行予定)	8
(4)	アメリカ合衆国移民及び国籍法 (1 9 5 2 年 6 月 2 7 日法律)		9
(5)	1 9 8 1 年イギリス国籍法 (1 9 8 1 年 1 0 月 3 日, 1 9 8 3 年 1 月	1 日施行)	9
(6)	フランス民法 (1 9 9 3 年 7 月 2 2 日法律第 9 3 9 3 3 号)		11
(7)	ドイツ国籍法 (1 9 9 9 年 7 月 1 5 日改正)		11
(8)	オーストリア公民権法		11
(9)	オランダ国籍法 (1 9 8 5 年 1 月 1 日施行, 最終改正 2 0 0 3 年 4 月	1 日)	12
(10)	スイス国籍法 (2 0 0 6 年 1 月 1 日施行)		13
(11)	スペイン民法		13
(12)	ギリシャ国籍法 (2 0 0 4 年 1 1 月 1 0 日法律第 3 2 8 4 号)		14
(13)	トルコ国籍法 (1 9 6 4 年 2 月 1 1 日法律第 4 0 3 号, 1 9 8 1 年 2	月 1 3 日法律第 2 3 8 3 号改正)	14
3	小括		15

第3	準正子と非嫡出子では、親子関係に基づく我が国との結合関係の程度が 類型的に異なること	-----16
1	我が国の出生子に占める非嫡出子の割合は極めて低いこと	-----16
2	家族法における家族観について	-----17
3	小括	-----18
第4	偽装認知のおそれについて	-----19
第5	条約を根拠とする原告らの主張が失当であること	-----19
1	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約について	----19
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約について	-----20
3	児童の権利に関する条約について	-----21
4	自由権規約委員会及び児童の権利委員会の懸念について	-----22
5	小括	-----23
第6	まとめ	-----23

被告は、原告らの２００５年（平成１７年）１１月１８日付け原告準備書面２（以下「原告準備書面(2)」という。）及び同日付け原告準備書面３（以下「原告準備書面(3)」という。）における各主張に対し、必要な限度で反論する。

なお、略称等は本書面で新たに用いるものを除き、従前の例による。

第１ 原告■■■■及び原告■■■■が国籍取得届の受付を求めた際の状況について

１ 原告■■■■について

- (1) 原告■■■■らは、千葉地方法務局館山支局において、国籍取得届の受付を求めた際、同行した弁護士が、「受理伺いなどの形でいったん受付をした上で後日不受理とするという扱いもある、現に東京や神奈川ではそのような扱いが行われた」旨を申し述べ、重ねて届出書の受領を要請したと主張する（原告準備書面(2)３ページ）。

しかしながら、原告■■■■らに同行した弁護士が、上記の趣旨の発言をした事実はないし、同弁護士から、不受理証明書又は不受理の通知書を発行してほしい旨の発言もなかった。

また、千葉地方法務局館山支局長が、同弁護士に対し、「そのような扱いをするところもあるかも知れないが」（原告準備書面(2)３ページ）と述べたことはない。

原告■■■■らに対応した同支局担当者は、「そのような取扱いは知らないが、国籍取得の手続については、国籍法３条に規定する要件の備わっていることが添付書面で確認できなければならない。本件は要件が備わっていないので、当支局で書類を預かることはできない。預かることができないので不受理とすることもない。」と告げたものである。

- (2) 原告■■■■らは、「これ以上交渉を継続しても書類を受領させることは不可能であると考え、やむなく届出書の提出を断念し、届出書のコピーを交付して退出した。」と主張する（原告準備書面(2)３ページ）。

しかしながら、被告答弁書6ページにおいて述べたとおり、原告■■■■母らは、同支局担当者の説明に納得した様子で、強いて国籍取得届の受付を求めることなく、退出したものである。

また、同支局担当者は、国籍相談事案として同支局の記録にとどめるため、国籍取得届書のコピーをとらせてもらえるかと尋ねたところ、原告■■■■らに同行した弁護士がこれに同意したことから、同支局事務室内の複写機を使用して、国籍取得届の表部分のみコピーをとったものである。国籍取得届及び関係書類は、2穴パンチで穿孔され、黒綴じ紐で編綴されていたので、国籍取得届の裏面の記載等は確認することもなく、また、コピーすることもなかった。

2 原告■■■■について

- (1) 原告■■■■らは、さいたま地方法務局越谷支局（埼玉地方裁判所越谷支局とあるのは誤りと思われる。）において、「重ねて国籍取得届出書及び証明書類の受領を求め」と主張するが（原告準備書面(2)3ページ）、被告答弁書6、7ページにおいて述べたとおり、原告■■■■母らが、強いて国籍取得届の受付を求めたことはない。
- (2) また、原告■■■■らは、「やむなく届出書の提出を断念し」と主張するが（原告準備書面(2)3ページ）、原告■■■■母らは、同支局担当者の説明に納得した様子で、強いて国籍取得届の受付を求めることなく退出したものである。

3 小括

原告らは、「原告■■■■及び原告■■■■はいずれも、国籍取得届出を行いたい旨繰り返し申し出、かつ同行した弁護士により受理伺いなどの形でいったん受付をした上で不受理とする扱いの提案さえ行った。しかるにこれに対する各法務局担当者の対応は、被告が指摘する本件通達第1、4(2)にすら反し、弁護士による提案すら拒否をしているものである。」などと主張する（原告準備書面(2)3ページ）。

しかし、原告らと各法務局担当者とのやりとりは前記1、2のとおりで

あり、原告らが国籍取得届出を行いたい旨繰り返し申し出たとの点については、事実に反する。

また、国籍取得の届出については、届書に「国籍取得の条件を備えていることを証するに足りる書類」を添付して届出をしなければならないこととされており（法施行規則1条4項）、これらの書類に不備があり、明らかに適法な届出と認められないときには、これを受け付けないことは正当な取扱いであることは被告答弁書5ページで述べたとおりである。

第2 諸外国の国籍取得制度について

1 昭和59年改正時における諸外国の国籍取得制度

昭和59年改正において準正による国籍取得の制度を新たに設けるに当たっては、諸外国の国籍取得制度についても検討されたが、当時、父母両系血統主義を採る諸国は、認知によって国籍を取得する国（フランス）もあるが、認知では国籍を取得せず、未成年の間に準正子となった場合に限り、国籍を付与する例の方が多かった（スイス、デンマーク、スウェーデン、ドイツ等）。

このような諸国の国籍取得制度の違いについては、「このような違いがあるのは、嫡出でない子を国内法体系上どう取り扱うか、親子国籍同一主義の原則をどの限度で徹底するかについての法制及び考え方の違いによるものと思われる。すなわち、嫡出でない子の処遇を、嫡出子と同程度に扱うか否か各国の法制は分かれており（例えば、我が国の場合でも、氏、親権、相続の関係で嫡出子と異なる。民法第790条、第791条、第819条第4項、第900条第4号）、それによって法制が異なる原因となるのであるが、そのほか、親子の国籍をどのような場合について同じくするのが望ましいと考えるのかについての違いが影響しているようである。男女平等の原則から父母両系血統主義に改めた諸国においても、父親が自国民であることが確定しても、それだけでは国籍を取得することとしていないのは、国籍の付与が、各国の身分法と関係するだけでなく、親子同一主

義との関係を見捨てることのできないことによるものであろう。(中略)
我が国の国籍法の改正に際してこの点について検討するに当たっても、我が国の身分法体系との整合性を考慮に入れざるを得ないし、前述したような、親子国籍独立主義をそのまま維持するのか、変更するのかという基本的方針との関係も考えなければならないであろう。このうち、まず前者の点は、我が国の身分法上は、嫡出でない子は、嫡出子と平等な地位にあるものとはされていないし、また、準正によって嫡出子としての身分を取得しても、反対説もないではないが、出生時に遡及して嫡出子としての身分を取得するものではないと解されていることも考慮すべきである。」と解されていた(乙第5号証・田中康久「最近における諸外国の国籍法改正の動向(完)」民事月報36巻2号3ページ。引用部分は29ページないし30ページ)。

2 最近の諸外国の国籍取得制度

最近の諸外国の国籍取得制度の調査結果は、乙第1, 2号証のとおりであるが、これを整理すれば、以下のとおりである。

(1) スウェーデン国籍法(2001年7月1日施行, 2005年7月1日改正)

同法1条2項において、子の出生による国籍取得につき「父がスウェーデン国籍で子がスウェーデンで出生した場合」と規定されているが、これについては、2001年7月1日以降スウェーデン国内で出生した子について、出生後に、認知又は裁判手続等によりスウェーデン人父との父子関係が確認された場合には、子は、出生日にさかのぼって当然にスウェーデン国籍を取得すると解されている。

また、同法4条において、「スウェーデン国籍である男性が外国籍である女性と婚姻した場合は、婚姻前にその女性から出生していた子で、1条の規定によりスウェーデン国籍を持たない独身で18歳未満のものはスウェーデン国籍を取得する。」と規定されている。

したがって、スウェーデン人父の非嫡出子で国外で出生したものは、

独身で18歳未満であれば、父母が婚姻し準正子となることによって、スウェーデン国籍を取得すると解される。

(2) デンマーク国籍に関わる統合法（2004年6月7日統合法第422号）

同法1条1項において、デンマーク人を父又は母とする子は、生来的にデンマーク国籍を取得する旨が規定されている。また、同項において、両親が婚姻関係になく、かつ父のみがデンマーク人である子の場合には、子がデンマーク国内で出生した場合に限りデンマーク国籍を取得する旨が規定されている。

また、同法2条において、デンマーク人父と外国人母の子であって、出生によりデンマーク国籍を取得しないものは、その後両親が婚姻すれば、当該婚姻時に子が独身かつ18歳未満であれば、デンマーク国籍を取得する旨が規定されているが、これについては、両親の一方がデンマーク人であるにもかかわらず、子がデンマーク国籍を取得しない場合とは、デンマーク人父と外国人母の婚姻外でデンマーク国外で出生した子の場合であると解されている。

したがって、デンマーク人父の非嫡出子で国外で出生したものは、独身で18歳未満であれば、父母が婚姻し準正子となることによって、デンマーク国籍を取得すると解される。

(3) ノルウェー国籍法（2005年6月10日制定，2006年9月1日施行予定）

2006年9月1日施行予定のノルウェー新国籍法4条において、「父親あるいは母親のいずれかがノルウェー国籍保持者であれば、その誕生した子供はノルウェー国籍を取得する。当該児の誕生以前に父親が死亡している場合には、父親が死亡時にノルウェー国籍を有していれば十分である。」と規定されているが、これについては、ノルウェー国籍を有しない非嫡出子について、出生後に、認知又は裁判手続等によりノルウェー人父との父子関係が確認された場合には、子は、出生した時点で当

然にノルウェー国籍を取得すると解されている。

(4) アメリカ合衆国移民及び国籍法（１９５２年６月２７日法律）

同法３０９条a号において「本編第３０１条(c)号，(d)号，(e)号及び(g)号並びに第３０８条第(2)号の規定は，婚姻外で出生した子につき，その父が当該子の出生の時に合衆国の国籍を有しており，父子間の血縁関係が明確な，証明力ある証拠により確定し，及び父が死亡している場合を除き，書面をもって，当該子に対し，当該子が１８歳に達するまで金銭的な援助を行うことに合意し，並びに，当該子が１８歳に達するまでに次のいずれかの事由が生じた場合には，かかる子の出生の時に遡って適用する。(1)子が，その居住地若しくは住所地の法律により，嫡出子たる身分を取得したこと。(2)父が，宣誓の下に作成した書面により，父子関係を認知したこと。(3)父子関係が管轄権を有する裁判所の裁定により確定したこと。」と規定されている。

なお，上記規定において引用される第３０１条(c)号，(d)号，(e)号及び(g)号並びに第３０８条第(2)号の規定は，アメリカ合衆国領土外で出生した子について，一定の要件のもとに補充的に血統主義を採用し，アメリカ合衆国国籍を付与する規定である。

したがって，アメリカ合衆国国籍を有しない非嫡出子は，アメリカ合衆国国民である父との親子関係が形成され，子が１８歳になるまでの間，当該父が子に対して金銭的援助を行うことに書面で合意することによって，アメリカ合衆国国籍を取得する。

(5) １９８１年イギリス国籍法（１９８１年１０月３日，１９８３年１月１日施行）

同法１条１項によれば，同法施行の後に英国内で生まれた子は，両親の一方が英国市民である（父に関しては子が嫡出の場合に限る。）か，若しくは子の出生時に英国に定住している場合，英国市民となる旨が規定されている。また，同法２条によれば，子が英国外で出生した場合には，英国国籍の自動継承を海外出生者の第一世代に制限している。ただ

し、英国外で生まれた子の親（父に関しては子が嫡出の場合に限る。）が国家公務員又は同様の職務に就いている者であるときはこの限りでない。

英国国籍を有しない子が、出生後に、英国人父からの認知により当然に英国国籍を取得することはない。英国国籍のない子が出生後に英国国籍を取得するためには、以下のとおり、登録、養子縁組及び父母の婚姻（準正）の三つの方法がある。

① 登録による国籍取得

同法1条3項によれば、1983年1月1日以降、英国内で出生し、かつ、出生以降、両親のどちらかが英国市民になったか、英国に定住することとなり、かつ、子の18歳の誕生日前に登録申請がなされた場合、英国市民として登録される資格を有する。

また、同法1条4項によれば、1983年1月1日以降、英国内で出生し、かつ、申請時に10歳以上であり、かつ、申請後10年間のうち、英国に不在であった日数が各年90日を超えない場合、登録申請により、英国市民として登録される資格を有する。

なお、英国外で出生した未成年者の登録による国籍取得については、同法3条2項から6項までに規定がある。さらに、同法6条によれば、成年者の場合は、帰化により英国国籍取得が可能である。

② 養子縁組による国籍取得

同法1条5項によれば、未成年（18歳未満）者の養子縁組を許可する命令が英国内の裁判所で下された場合において、当該命令が下された日に養親の一方が英国市民であるときには、その未成年者は当該命令が下された日から英国市民となる。

③ 父母の婚姻による国籍取得

同法47条1項によれば、「本法の適用に関して、婚外子で両親の婚姻により準正された者は両親が婚姻した日に嫡出子として生まれたものとして取り扱うものとする。」と規定されているが、これについ

ては、出生時に両親が婚姻していないため、英国国籍が付与されなかった子について、出生時に父が英国市民であるか英国に定住している場合には、その後に両親が婚姻することにより、その子は準正嫡出子として取り扱われることとなり、出生時にさかのぼって英国国籍を取得したとみなされると解されている。

(6) フランス民法（１９９３年７月２２日法律第９３－９３３号）

同法１８条において、「両親の少なくとも一方がフランス人である子は、嫡出子であると非嫡出子であるとを問わず、フランス人である。」と規定されているが、これについては、フランス国籍を有しない子について、認知等によりフランス国籍を有する者との親子関係が確認された場合には、同条の趣旨により、子は当然にフランス国籍を有し、その効果は出生時にさかのぼると解されている。

(7) ドイツ国籍法（１９９９年７月１５日改正）

同法４条１項において、「親の一方がドイツ国籍を有する場合、その子は出生によりドイツ国籍を取得する。子の出生において、父のみがドイツ国籍を有し、ドイツの法律による血縁の証明のために、認知又は父子関係の確認が必要とされる場合には、国籍取得の権利主張のために、ドイツの法律に基づく法的に有効な認知又は父子関係の確認が必要とされる。認知の意思表示又は父子関係の確認手続は、子が２３歳になるまでに開始されなければならない。」と規定されている。この規定により、ドイツ国籍を有しない子についてドイツ人男との父子関係が確認された場合、子は、出生時にさかのぼって当然にドイツ国籍を取得すると解されている。

(8) オーストリア公民権法

現行のオーストリア公民権法によれば、非嫡出子の出生による国籍取得については、同法７条３項において、出生の時に母がオーストリア公民であるときは、出生によりオーストリア公民権を取得する旨が規定されている。

また、認知又は裁判手続等によりオーストリア公民との父子関係が確認された場合の国籍取得については、同法 7 a 条 1 項において、未成年（18 歳未満）かつ独身である者が認知された場合、認知された時からオーストリア公民権を取得する旨が規定されている。

ただし、同法 7 a 条 2 項において、認知された者の年齢が満 14 歳以上の場合、認知によりオーストリア公民権を取得するためには、認知された者及び法定代理人が公民権取得に同意する必要がある旨が規定されている。さらに、同条 3 項において、同条第 2 項の同意は公民権保有者登録課に同意書を提出することによって行い、この場合の認知による公民権取得は、同課が同意書を受領した時から効力を生ずる旨が規定されている。

(9) オランダ国籍法（1985 年 1 月 1 日施行、最終改正 2003 年 4 月 1 日）

同法 3 条 1 項において、出生の時に父又は母がオランダ人である子は、出生によりオランダ国籍を取得する旨が規定されているが、この規定によりオランダ国籍を取得する子は、オランダ人である父又は母の嫡出子、オランダ人母の非嫡出子又はオランダ人父から胎児認知をされた非嫡出子である。

また、同法 3 条 3 項によれば、子がオランダ国内、オランダ領アンティル又はアルーバ内で出生し、かつ、当該父又は母の出生時、その父又は母の主な居所が同国内又は領内にあったもので、当該子の出生の登録の差異、当該子の住所を同国内又は領内に定める場合には、当該子は出生によりオランダ国籍を取得する。

次に、オランダ国籍を有しない子について、出生後に、裁判手続によりオランダ人父との父子関係の存在が確認された場合には、同法 4 条 1 項において、一定の条件の下に当然にオランダ国籍を取得する旨が規定されている。

また、オランダ国籍を有しない子について、出生後にオランダ人父か

ら認知された場合には、2003年4月1日のオランダ国籍法改正前においては、子は当該認知によって当然にオランダ国籍を取得することとされていたが、同改正以後は、認知により当然にはオランダ国籍を取得しないこととされた。この場合には、同法6条1項c号において、当該子が未成年（18歳未満）である間に、認知したオランダ人により3年間養育された場合に、当該子の法定代理人がオランダ国籍を選択する宣言をすることによりオランダ国籍を取得することができる旨が規定されている。ここでいう「養育」とは、金銭的援助のみでは足りず、認知の時から当該子と3年間家族として同居することが必要であるとされており、その養育の有無については、オランダ国内においてはオランダ地方当局（市長）が、オランダ国外においては在外公館の長が、オランダ国籍選択の宣言に署名する者（当該子の法定代理人）から提出された養育に関する証拠資料に基づいて認定することとされている。

上記のとおり、2003年4月1日の改正により、認知のみによってはオランダ国籍を取得しないこととされた理由は、生物学的にも社会的にも子の父ではないオランダ人が、子のオランダ国籍取得のみを目的として当該子を認知することを回避するためである。子のオランダ国籍取得のみを目的とする認知については、多くの場合、すでに10代後半となった子をオランダに在留させるための単なる手段であった旨、オランダ国法務省からの回答を得ている。

(10) スイス国籍法（2006年1月1日施行）

同法1条2項において「外国籍を有する未成年の子は、父がスイス国民でありその子の出生後に母と婚姻したときは、スイス国籍を取得し、その取得は、出生とともに行われたものとみなす。」と規定されていたが、2006年1月1日からは、「スイス人父と婚姻関係にない母の外国人の子は、父と密接な関係があることを根拠に、あたかも出生のときに取得したように、スイス国籍を取得する。」とされた。

(11) スペイン民法

同法 17 条 1 項において、スペイン人の父又は母から出生した者は出生によりスペイン国籍を取得する旨が規定されているが、これについては、スペイン国籍を有しない子について、出生後に、認知又は裁判手続等によりスペイン人父との父子関係が確認された場合には、子は、出生時にさかのぼって当然にスペイン国籍を取得すると解されている。

ただし、同法 17 条 2 項において、スペイン人父との親子関係が確認された子が 18 歳以上の場合には、当該子は当然にはスペイン国籍を取得せず、当該子がスペイン国籍を取得するためには、認知により父子関係が確定した時から 2 年以内にスペイン国籍を選択する必要がある旨が規定されている。

なお、1990 年 12 月 17 日改正前の同法 17 条 4 項においては、スペイン国民である父又は母との間の親子関係確定により、子が生来のスペイン国籍を自動的に取得する旨が規定されていたが、同改正後は、当該条文が削除され、新たに民法 17 条 2 項により、子が 18 歳以上の場合の条件が付された。この理由については、1990 年 12 月 17 日付国籍についての民法改正に関する法律第 18 号において、「親子関係又はスペインにおける出生が確定した子が、スペインとの関係を持たない又は非常に希薄である場合があるところ、現実的観点及び子の利益(国籍選択の自由)を尊重し、子が 18 歳以上の場合の条件を付した」と明記されている。

(12) ギリシャ国籍法(2004 年 11 月 10 日法律第 3284 号)

同法 1 条において、ギリシャ人男性又はギリシャ人女性の子は、出生によりギリシャ国籍を取得する旨が規定されている。

また、同法 2 条において、ギリシャ人父に認知された未成年(18 歳未満)の子は、ギリシャ国籍を取得する旨が規定されている。この場合、子は認知の日からギリシャ国籍を取得すると解されている。

(13) トルコ国籍法(1964 年 2 月 11 日法律第 403 号、1981 年 2 月 13 日法律第 2383 号改正)

同法 1 条において、「トルコ又は外国において、トルコ人を父又は母として生まれた子は、出生によるトルコ国民とする。」と規定されている。

また、同法 2 条において「外国人を母として婚姻外で生まれた者は、血統上、次の方法のいずれか一つによりトルコ国民と関係が生じたときは、出生によるトルコ国民となる。(a)準正、(b)判決による父子関係の確立、(c)認知」と規定されている。

したがって、トルコ人父から認知された子は、出生時から当然にトルコ国籍を取得するものと解される。

3 小括

以上のとおり、諸外国の国籍取得制度についてみると、英国やオランダのように、現在も認知のみでは国籍取得を認めない国があり、答弁書 19 ページにおいて述べたとおり、比較法的にみても、法 3 条 1 項の準正要件が不合理な区別を設けたものということとはできない。

一方、スウェーデン、デンマーク、ドイツ等のように、国籍の取得に当たり、準正を要件としない法改正がなされている国もある。

しかし、だからといって、法 3 条 1 項が準正によって嫡出子となった子と非嫡出子の扱いを区別することの合理性が直ちに失われるわけではない。

なぜならば、最高裁平成 14 年 11 月 22 日第二小法廷判決が判示するとおり、国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかは、それぞれの国の歴史的事情、伝統、環境等の要因によって左右されるものであって、準正を国籍取得の要件としない国が増加しているからといって、我が国でも直ちに同様に扱わなければいけないということにはならないからである。

まして、後記第 3 で詳述するとおり、我が国における家族観や婚姻制度に関しては、今日でも準正子と非嫡出子との間に、親子関係に基づく我が国との結合関係の程度に類型的な相異を認めることができるのであるから、法 3 条 1 項の準正要件の合理性が否定されることはない。

第3 準正子と非嫡出子では、親子関係に基づく我が国との結合関係の程度が典型的に異なること

1 我が国の出生子に占める非嫡出子の割合は極めて低いこと

厚生労働省の人口動態統計によれば、我が国における嫡出子と非嫡出子の別にみた出生数は、平成6年から平成15年までの10年間の平均で、嫡出子116万6300人に対し、非嫡出子1万8100人であり、出生子全体に占める非嫡出子の割合はわずか1.5パーセントにすぎない（乙第6号証）。

この点、湯沢雍彦「データで読む家族問題」（乙第7号証）は、「最近の非嫡出子割合は1.6%に安定し、明治後期の実に6分の1にすぎない。だから「未婚の母」もそれだけ減ったのである。しかし、欧米諸国ではここ35年間にこの割合が急速に増加した。1995年までの25年間にイギリス、アメリカ、フランスなどは約3倍、スウェーデン、デンマークなどは約5倍に上昇した。3人に1人、あるいは2人に1人の子どもは正式結婚以外の男女から生まれてくるという事実は、婚姻制度を遵守しないで出産するペアがそれだけ存在するということである。」と分析している（128ページ）。

また、井上輝子・江原由美子編「女性のデータブック〔第2版〕」（乙第8号証）は、「1970年代から1980年代にかけて北欧や西欧で、結婚しないで同棲するカップルやシングルの割合が増加し、それとともに婚姻率が低下し、さらに、離婚率の上昇で、有配偶者の割合は減少。他方、婚外子出生率は、1960年代から急増し、スウェーデンでは1989年に51.8%を記録する。結婚・性・生殖の三位一体が崩れ、結婚外での性行動、結婚外での出産が増える。性や結婚がプライベートなこととされ、特に北欧やフランス、旧西ドイツでは、結婚が減少し同棲が増加し、＜結婚の脱制度化＞が進行し、婚外子の多くは同棲関係から生まれている。その背景には、キリスト教の性・結婚観からの解放、フェミニズム運動によ

る女性の自立志向の高まりなどにより、制度よりも関係性自体を重視する結婚の意味づけの変化がある。」とし、一方、我が国においては、「近年、女性の社会進出に伴って、「あえて結婚しなくてもよい」と思う人が増加。結婚は「脅迫的にするもの」から「選択的にするもの」へと移行している。離婚についても、不幸な結婚生活を続けているよりも、離婚して新たな人生を切り開く方が、本人にも子どもにもよいと考える人が増え、離婚を病理とする冷たい世間の眼差しも和らいでいる。夫婦別姓を認める人も増加」としている。しかし、「結婚しないで子どもを産むべきではない」という規範は、若者の間でも強く内面化されている。近年日本では、若者の性行動は活発になっているが、若者の同棲率や婚外子出生率はきわめて低く、欧米と違って、結婚と生殖の結びつきは強く維持され、晩婚化のみが進行している。」としている（12, 13ページ）。

さらに、同〔第4版〕（乙第9号証）では、初婚同士の夫婦の妻と18歳から34歳の未婚者に対して調査した結果として、「日本では、結婚・性・生殖の三位一体は完全には崩れず、「結婚したら、子どもを持つべき」「男女が一緒に暮らすなら結婚すべき」という規範は、若者の間でも強く内面化されている。若者の性行動は活発であるが、同棲率や婚外子出生率はきわめて低く、欧米と違って、結婚と生殖の結びつきは強く維持されている。」と分析されている（9ページ）。

2 家族法における家族観について

大村敦志「家族法〔第2版補訂版〕」（乙第10号証）は、「婚姻家族（引用者注：婚姻関係によって形成される家族）においては、夫婦関係と親子関係は密接にかかわっている。この点に関しても、日本民法典は特別な規定を置いていないが、親子・親権に関する規定をみるならば、夫婦関係と親子関係の関連性が明らかになる。まず、妻の産んだ子は一定の要件の下に夫の子であると推定される（民772条）。その子は、夫婦の間に生まれた子とされるのである。また、未成年の子は父母の親権に服するが（民818条1項）、父母の婚姻中は、子に対する親権は父母が共同で行使す

るものとされている（民818条3項）。子は父母＝夫婦の下で共同して育てられるのである。このように、夫婦となるということは、妻は自分の産んだ子を夫の子とし、夫は妻の産んだ子を自分の子とするということ、このようにして生まれた子を共同で育てるということを意味するのである。」としている（39ページ）。

また、水野紀子・家族<社会と法>No.10「子どもの平等権—非嫡出子問題を中心に—」（乙第11号証）は、「自由で独立した平等な男女が、婚姻して家族となることを選択したときに、子を育てる家族を安定的に維持するために両当事者間に権利義務の関係が生じる。その権利義務を実効的に担保することが、家族法の主目的である。婚姻の効果は夫婦の間では平等でなければならないが、婚姻した夫婦は、そのような権利義務を負わない男女関係とは異なるものとなる。夫婦とその他の男女関係がその点で異なること自体は平等原則に反することではない。子どもの権利についていえば、婚姻関係を結んだ夫婦の間に生まれた子については、たとえば親子関係の成立において婚姻関係の存在を考慮した設計になるのは、その子の安定的な成長を確保するために必要であるから、それ以外の男女関係から生まれた子とその点で相違が生じるのは、平等原則に反することではない。婚姻家族の権利義務を守るために練り上げられた民法の利益調整と法益保護の体系に対して、平等原則を機械的に、しかも婚姻関係にある者となない者とを区別しないで適用することは、家族から家族法の保護を奪い、個人をばらばらの弱者にして、家族法を解体させる。このことについて、とりわけ民法を継受法として受け入れた日本の法学は自覚的でなければいけないと思う。」（162ページ）としている。

3 小括

以上のとおり、我が国においては、先進諸外国において婚外子が著しく増加しているのとは異なり、依然として、法律婚に基づく家族に社会経済上の一体性が認められる場合が多いといえる。

また、民法上、嫡出子と非嫡出子との間で異なる取扱いをすることにつ

いては、判例上も学説上も容認されているというべきである。

したがって、子の出生時に日本人の父と法律上の親子関係がある場合とない場合とでは我が国との結び付きという点で類型的に異なるとすることは社会の実情に合致し、国民感情にも沿うものであり、今日でもなお、法3条1項において準正子と非嫡出子を区別することの合理性は失われていないというべきである。

第4 偽装認知のおそれについて

婚姻の場合には、夫婦の同居の有無によって偽装婚か否かの判断が可能であり、同居の有無を調査することは比較的容易であるのに対し、認知の場合は、父には認知した子と同居する法的義務すらなく、偽装認知か否かを調査することは極めて困難である。昭和59年の法改正に当たっても、認知のみにより国籍取得を認める場合には、偽装認知がされる危険があることが考慮されていた（山田 簾一・「国籍法改正に関する中間試案」法学教室78ーJ, 田代有嗣・「「国籍法改正中間試案」についての感想と若干の意見」戸籍時報302号8ないし9ページ）。

現実には、日本国籍を有する子の監護養育者として我が国の在留資格を得て、我が国に不法に入国し、滞在するために、子に日本国籍を取得させるための虚偽の認知が行われているという社会的事実も存すること（乙第4号証の1ないし4）にかんがみると、時間的制約がある胎児認知に比して、期間制限のない出生後認知の場合に偽装認知の危険性が飛躍的に高まることは明らかである。

したがって、偽装認知の防止という観点からも、法3条1項は合理性を有するというべきである。

第5 条約を根拠とする原告らの主張が失当であること

1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約について

原告らは、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下

「女子差別撤廃条約」という。) について、「夫婦の間から生まれた子ども
の国籍のみならず、非婚の男女から生まれた子どもの国籍についても、
両性の平等が実現されなければならない。」(原告準備書面(2) 4 ページ)
などと述べ、法 3 条 1 項が女子差別撤廃条約に違反する旨主張する。

しかしながら、被告答弁書 12 ないし 13 ページで述べたとおり、昭和
59 年改正により、従来の父系血統主義を改め父母両系血統主義を採用(法
2 条 1 号) するに至ったのは、我が国が女子差別撤廃条約を批准したこと
を契機とするものであり、父母両系血統主義を採った場合、日本人母の子
は、父が外国人であっても、子の嫡出又は非嫡出を問わず、出生により国
籍を取得するのに対し、日本人父の子は、母が外国人であれば、出生時に
父子関係が確定している場合でなければ、出生により日本国籍を取得しな
いとするのでは均衡を欠くことから、法 3 条 1 項の準正による国籍取得の
制度が設けられたものである。

女子差別撤廃条約の趣旨に沿って国籍法を改正し、その結果、準正によ
る嫡出子と非嫡出子との間で国籍取得の要件が異なることになったとして
も、かかる区別は合理的なものである以上、女子差別撤廃条約違反の問題
は生じないことは明らかである。

2 市民的及び政治的権利に関する国際規約について

原告らは、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「人権 B 規約」
という。) 24 条 1 項が、「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、
宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もな
しに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社
会及び国による措置についての権利を有する。」と定めていることをもっ
て(原告準備書面(2) 6 ページ)、法 3 条 1 項が人権 B 規約に違反する旨
主張するものと思われる(原告準備書面(2) 7, 8 ページ)。

しかしながら、人権 B 規約 24 条 1 項は、保護の措置における差別の撤
廃を求めているのであり、非嫡出子に嫡出子とまったく平等な地位と同等
の権利を与えることまでも要請しているものではないと解されている(宮

崎繁樹編著・解説人権規約 242 ページ（荒牧重人）。

また、人権B規約 24 条 3 項は、「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」と定めているが、同項は、現状では子供が無国籍のために権利を享有・行使できないこと、社会や国から低い保護しか与えられないことなどを防止する目的で規定されており、締約国に対してその領域内で生まれたすべての子供にその国の国籍を与えることを義務付けているわけではないと解されている（前掲・宮崎 245 ページ）。

したがって、人権B規約 24 条 1 項、同条 3 項を根拠に、法 3 条 1 項が人権B規約に違反するとする原告らの主張は失当である。

3 児童の権利に関する条約について

原告らは、「国籍取得における非嫡出子差別は、児童の権利条約 2 条及び 7 条に違反している。」（原告準備書面(2) 7 ページ）と述べ、法 3 条 1 項が児童の権利に関する条約に違反する旨主張する。

しかしながら、児童の権利条約 2 条 1 項は、「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」と規定し、また、同条 2 項は、「締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」と規定しているところ、これらの両規定が、国籍取得における嫡出子と非嫡出子との取扱いの違いについてまで規定しているとは解されないとされている（大阪高裁平成 10 年 9 月 25 日判決・判例タイムズ 992 号 103 ページ）。

また、児童の権利条約 7 条 1 項は、「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養

育される権利を有する。」と規定し、また、同条2項は、「締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。」と規定しているところ、これらの規定は、無国籍児童の一掃を目的としたものであり、無国籍児ではない原告らに対して憲法14条1項を超えた利益を保護するものではないことは、被告答弁書20ページにおいて述べたとおりである。

したがって、児童の権利条約2条及び7条を根拠に、法3条1項が児童の権利条約に違反するとする原告らの主張は失当である。

4 自由権規約委員会及び児童の権利委員会の懸念について

原告らが主張する自由権規約委員会の懸念（原告準備書面(2)7ページ）については、日本政府が人権B規約40条1項(b)に基づき行った第4回報告中、人権B規約24条に関してのものである。

また、同じく原告らが主張する児童の権利委員会の懸念（原告準備書面(2)7ページ）については、日本政府が児童の権利条約44条1項(b)に基づき行った第2回報告中、児童の権利条約7条に関してのものである。

人権B規約24条及び児童の権利条約7条について、法3条1項がこれらの規定に違反するものではないことは、上記2及び3において述べたとおりである。

また、原告らが主張する上記両委員会の各国政府からの報告書に対する最終所見は、締約国の国内的機関による条約解釈を法的に拘束する効力は有しないものであり、もとより我が国の裁判所による条約解釈を法的に拘束する効力を有しているものではないとされている（前掲大阪高裁判決）。

なお、原告らは、「英国は、2002年11月7日、英国国籍法を改正し、父子関係の証明によって、英国人父と外国人母の非嫡出子も、生来的な英国国籍の取得が認定されるようになった。」と主張する（原告準備書面(2)7ページ）。しかし、本年、被告が調査した結果、1981年イギリス国籍法は現在も有効であって、出生による国籍取得に関する改正はな

く、英国国籍を有しない子が、出生後に、英国人父からの認知により当然に英国国籍を取得することはなく、英国国籍のない子が出生後に英国国籍を取得するためには、登録、養子縁組及び父母の婚姻（準正）の三つの方法がある（乙第2号証）。

5 小括

以上のとおり、原告らが主張する各条約を根拠とする主張には、いずれも理由がない。

第6 まとめ

以上のとおり、原告らの主張はいずれも失当であることが明らかであり、原告らの請求はいずれも速やかに棄却されるべきである。